

## 日本オープンピック協会主催大会および責任保険に関する規定

1. 日本オープンピック協会(JOBCA)が主催または共同主催する競技会(レース)・行事・活動においては、選手および組織・指導者の安全、賠償責任を保証するため下記保険に加入することを必須条件とする。

### 1-1. 選手

JSAF会員であること。JSAF会員であることによって、「2-1. JSAFメンバー保険」に自動的に加入し、適用を受ける。

### 1-2. 大会等を運営する組織ならびに指導者

日本オープンピック協会(JOBCA)は、組織として「2-2. JSAF総合賠償責任保険(旧J)」に団体加入することによってJSAF総合賠償責任保険の適用を受ける。

指導者は、JSAFの会員であり、かつJSAF総合賠償責任保険の指導者保険料負担金を支払うことによってJSAF総合賠償責任保険の適用を受ける。

## 2. 日本セーリング連盟(JSAF)保険の概要

### 2-1. JSAFメンバー保険

下記は「日本セーリング連盟・メンバー保険の概要」からの抜粋であり、正文はJSAFホームページに掲載されたものである。

#### (1) 保障の範囲

日本セーリング連盟に正式に登録しているメンバーが、日本セーリング連盟及び本会の加盟団体・特別加盟団体の主催又は共同主催する競技会、行事、活動等に 参加中、及びその為の合宿、練習などに参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(傷害)で、死亡又は後遺障害が生じた場合に保険金が支払われます。但し、その為の合宿、練習については、大会等へ参加の為のエントリーを済ませてからのものとなります。( 国内外補償)

#### (2) 保険金額

死亡保険金 1000万円

後遺障害保険金障害の程度に応じて 30 万円 ~1000 万円

但し、死亡と後遺障害に対する支払いの総額は、死亡保険金額 1000 万円が限度となります。

### 2-2. JSAF総合賠償責任保険(旧J)

下記は「日本セーリング連盟・2009 年度版JSAF 保険制度」からの抜粋であり、正文はJSAFホームページに掲載されたものである。

旧JYAから継続している保険で、大会を運営する組織ならびに指導者に対する賠償責任を問われた場合に補償される保険です。加盟団体(外洋15加盟団体を除く)、および特別加盟団体をはじめ、それに携わる指導者全員の加入を義務づけるものとして実施しており、全国指導体制の確立を図るものであります。体育・スポーツと競技・練習中の人、あるいは観客などが、体育施設の欠陥、行事の運営ミス、練習指導ミスが原因となって負傷したり、死亡した場合には、施設の管理者、行事運営者、指導者は、被害者に対し民法上あるいは国家賠償法による賠償責任を負うこととなります。

このような場合に、JSAF、加盟団体(外洋15加盟団体を除く)、および特別加盟団体、JSAF登録指導者が主催する各行事、ならびに指導中の事故に対する関係者の賠償責任を総合的に補償しようとするものであります。

この場合の登録指導者とは、JSAFの会員で、その所属団体が「指導者」として認め、所定の加入申込書に記載されている者をいう。

#### (1) 補償範囲:

①JSAF本部、加盟団体(外洋15加盟団体を除く)、特別加盟団体、JSAF登録指導者が主催する各行事ならびに指導中の事故に対して、関係者の民法や国家賠償法上の賠償責任を補償する。

②登録指導者が指導中に発生した事故に対する加盟団体(外洋15加盟団体を除く)、特別加盟団体ならびにその登録指導者に対する賠償責任。

登録指導者とは、JSAF会員で、その所属団体が指導者として認め所定の加入申込書に記載されている者。

③賠償責任は賠償金、訴訟対応費用、弁護士費用なども補償する。

④被保険者相互間の事故に起因する損害については、次の場合を除いて補償する。

・被保険連盟間の責任 ・登録指導者が連盟に与えた損害 ・登録指導者が被保険連盟主催行事において、主催者側として参加中に被保険連盟が当該登録指導者に与えた損害

(2) 補償金額(てん補限度額):

①対人事事故 被害者1名あたり 7000万円 1事故 2億円

②対物事故 1事故 1億円

ただし、1年間の補償金額は、対人、対物それぞれ毎に2億円が限度となります。

また1事故について5,000円は免責(自己負担)となります。

(3) 保険料:

①団体保険料負担金(A級団体、B級団体の2種)

A級団体(100人以上): 10,000円/年

B級団体(100人以下): 5,000円/年

\* A・B種別の区分は、年度毎に基準を定め事務局が認定します。

②指導者保険料負担金

指導者1名につき500円

\* 加盟団体(外洋15加盟団体を除く)が負担する保険料は、①+②×指導者人数

(4) 保険期限: 毎年4月1日より翌年4月1日まで

(5) 契約手続き:

保険会社との契約はJSAF が一括して行います。

(6) 加入方法:

①所定用紙の「日本セーリング連盟総合賠償責任保険加入台帳(様式1)」を使用し、コピーして日本JSAF 本部事務局宛てに送付します。追って後日追加申し込みの場合は、所定の台帳に累進記入して、累進した頁のコピーを送付して加入の手続きとします。

②行事台帳の備え付

各加盟団体、特別加盟団体は、JSAF、各加盟団体および特別加盟団体が主催・共同主催もしくは後援して行う行事台帳を備え、行事内容(名称、期間、参加人員)を記録し、毎年12月31日をもって台帳をコピーし、その年度の行事開催状況報告を翌年1月20日までにJSAF 本部事務局宛てに提出するものとします。「指定根票年度行事記録台帳(様式2)」

(7) 保険料の払込み:

加入申込台帳の記入欄に必要事項を記載し確認の上、次のJSAF 指定の銀行口座に振り込むものとする。

みずほ銀行 渋谷支店 普通 250135 財団法人日本セーリング連盟

なお、体育・施設・スポーツ活動中の事故については、被害者自身の過失のあるものや不可抗力のあるものも多いため、示談に際しては事前に保険会社と十分に相談する必要があります。万一、賠償責任を負う恐れのある事故が発生したときは、直ちにJSAF 事務局宛に、次の事項を連絡する。

・事故の発生日 ・事故の発生場所 ・被害者の氏名・年齢・職業 ・事故の原因と状況 ・損害の程度

JSAF保険制度<正文>: <http://www.jsaf.or.jp/hoken/index.htm>

制定 2012年6月20日